

# 宋・太宗の太平興国の改元について

## Song Emperor Taizong's Change of an Era

滝野 邦雄

Kunio TAKINO

### はじめに

宋の太宗が兄の太祖を弑して即位したという疑惑については、すでに宮崎市定氏の「宋の太祖被弑説について」（『宮崎市定全集』10・宋篇所収：初出『東洋史研究』第九巻第四号・一九四五年十一月）に詳しく論じられている。拙稿は、それに加えるものは何もない。ただ、弑殺説の根拠のひとつとして取り上げられてきた「太平興国」改元時期の問題について少しばかりの知見を加えられたらと考えているだけである。

そもそも、太祖被弑説は、太祖から太宗への帝位の継承になにか不自然なものがあつたと考えられることからきている。

それは、北宋の僧文瑩の『湘山野録』續編に、太祖が深夜に太宗を召しだし、二人きりで話していたのが燭影に見えただけであつた。そして、太祖は柱斧を振って地面を突き刺し、「好做」と謂つた。その後、太祖は大いびきをかいて、明け方亡くなつた、というように書かれていることから始まつた。

……開封王（尹）を召す。即ち太宗なり。大寢に延入させ、酒を酌みて對飲す。宦官・宮妾 悉く之を屏す。但だ遙かに燭影の下に太宗の時に或いは席を避けるを見る。勝う可からざるの状有り。飲訖れば、禁漏三刻なり。殿の雪 已に數寸あり。太祖 柱斧（水晶製の小斧）を引きて雪を歡<sup>ま</sup>して、太宗を顧みて曰く、「好<sup>な</sup>く做せ、好<sup>な</sup>く做せ」と。遂に帶を解きて寢に就く、鼻息 雷の如し。是の夕べ、太宗 留まりて禁内に宿す。將に五鼓ならんとし、廬を周りし者 寂として聞く所無し、太祖 已に崩ず（『湘山野録』續編）。これを南宋の李燾（字は仁甫。丹稜の人。北宋・政和四年〔一一一四〕～南宋・淳熙十年〔一一八三〕）が『續資治通鑑長編』の本文に引用した<sup>(1)</sup>ことから、いろいろと詮索が始まることになつた。

太宗の太平興国への改元は、こうした太祖被弑説の根拠の一つとして取り扱われているのである。

そもそも、新しい皇帝が即位すると、即位の翌年から新しい年号を始めるのが普通であつた。しかし、太宗は、十月末に即位し、その二ヵ月後の十二月二十二日に「太平興国」と改

✓ (1) 『續資治通鑑長編』はつぎのようになっている。

初め神 整屋縣の民の張守真の家に降りて、自ら言う「我は天の尊神なり、黒殺將軍と號し、玉帝の輔なり」と。[張] 守真 毎に齋戒して祈請すれば、神 必ず室中に降り、風 肅然たりて、聲 嬰兒の若し、獨り [張] 守真のみ能く之を曉る。言う所の禍福 多く驗あり。[張] 守真 遂に道士と爲る。上 不豫なりて、驛 (馱馬・馱馬車など) もて [張] 守真を召して闕下に至す。壬子 (十九日)、内侍の王繼恩に建隆觀に就きて黃籙醮を設けるを命じ、[張] 守真をして神を降らしむ。神 言う「天上の宮闕 已に成り、玉鑰 開けり。晉王 仁心有り」と。言 訖り、復た降らず。此れ『國史』符瑞志に據り、稍や増すに楊億の『談苑』を以てす。『談苑』に又た言う「太祖 [張] 守真の言を聞きて以て妖と爲し、將に誅を加えんとするに、會たま宴駕 (帝王の死を婉曲に表現する) す」と。恐らくは然らざるなり。今 取らず。上 其の言を聞きて、即ち夜に晉王を召し、屬するに後事を以てす。左右皆な聞くを得ず、但だ遙かに燭影の下の晉王の時に或いは席を離れるを見ること、遜避する所の状有るが若し。既にして上 柱斧 (水晶製の小斧) を引きて地を歡して、大聲もて晉王に謂いて曰く、「好く之を爲せ」と。此れ呉の僧の文瑩の爲る所の『湘山野録』に據る。正史・實録 並びに之れ無し。『湘山』野録』に云う、…… [太祖の寿命についての予言を確かめるため] 太清閣に御し以て氣を望む。…… [その結果が不吉なものであったため] 急ぎて宮闕の門を開くを傳え、開封尹を召す。即ち太宗なり。大寢に延入さし、酒を酌みて對飲す。宦官・宮妾 悉く之を屏す。但だ遙かに燭影の下の晉王の時に或いは席を避けるを見る。勝う可からざるの状有り。飲訖り、禁漏三刻なり。殿の下の雪 已に數寸あり。太祖 柱斧 (水晶製の小斧) を引きて雪を歡して、太宗を顧みて曰く、「好く做せ、好く做せ」と。遂に帶を解きて寢に就く、鼻息 雷の如し。是の夕べ、太宗留まりて禁内に宿す。將に五鼓ならんとし、廬を伺いし者 寂として聞く所無し、太祖 已に崩ず……。癸丑 (二十日)、上 萬歲殿に崩ず。時に夜 已に四鼓。宋皇后 王繼恩をして出でしめ、貴州防禦使の [太祖の息子の] 德芳を召す。[王] 繼恩 太祖の國を晉王 (太宗) に傳うるの志の素より定まるを以て、乃ち德芳に詣らず、徑ちに開封府に趨きて晉王を召す……乃ち [晉] 王と俱に進みて寢殿に至る。后 [王] 繼恩の至るを聞き、問うて曰く、德芳 來るや、と。[王] 繼恩 曰く、晉王 至れり、と。后 [晉] 王 (太宗) を見て、愕然たり。遽に官家を呼びて曰く、吾が母子の命 皆な官家に託せり、と。[晉] 王 (太宗) 泣きて曰く、共に富貴を保たん。憂うること勿れ、と。此れ司馬光の『涑水』紀聞』に據る。誤り王繼恩を以て經隆と爲す…… (『續資治通鑑長編』卷十七・「開寶九年十月壬子・癸丑」条)。

程敏政は、『宋紀受終考』のなかで、個々の事柄に対して批判を加え、最後につぎのよういう。

……若し太宗 誠に壬子 (十九日) の夜を以て其の兄を弑すれば、乃ち泰然として出で、又た肆然 (はばかりところがない) として進み、任意に往來すること無人の境を蹈むが如くせんや。則ち當時の宮闕 (後宮) の制・禁衛の防の疑うらくは是の若きの疎にして且つ弛ならず。況や德昭・德芳親子を以て持喪 (喪に服す) し、宰相の薛居正・樞密使の曹彬以下内外の文武小大の臣 昭布森列し、亦た之を人無しと謂う可からざるなり。則ち太宗 絶世の智・扛鼎 (政權を奪う) の勇有りとも雖も、亦た烏くんぞ能く偃然 (安らか) と其の位に據らん。故さらに之れ有りて天下を討つを懼れざるが若きか (『宋紀受終考』卷上・七葉・「眉山李氏燾『續 [資治] 通鑑長編』」条)。

もしも、壬子 (十九日) の夜に兄の太祖を弑したのならば、どっしりと構えて、無人の境に行くような態度がとれただろうか。当時の後宮の制度や防衛システムは、こんなにもろいものであったのか。また、王子や臣下のものが多数いるのに、これも人がいないのと同じだとなってしまう。太宗は、絶世の智・扛鼎 (政權を奪う) の勇気があったにせよ、こんなに平穩に位についたのだろうか、という。

また、李燾の『續資治通鑑長編』についてつぎのよういう。

……或いは曰く、『湘山』野録』・『涑水』紀聞』の兩書 本より相い入らず、[李] 燾の強いて之を合わせり。此れ後世の紛紛を致す所以なり。[李] 燾は亦た罪無きを得ず。[また] 曰く、史に稱すらく [李] 燾は博く羣書を極め、其の『續資治通鑑』長編』に采るは専ら博を以て能く擇ぶと爲す、と。精ならざるは固より免れざる所なり。此の段に至れば、『直筆』・『湘山』野録』・『涑水』紀聞』三書を雜采す。又た壬子 (十九日) の夜の分注に『湘山』野録』の紀す所は「太宗 留まりて禁内

元している。つまり「太平興國元年」は、わずかの日数しかなかったことになる。これは、慣例とは異なった改元であると見做されてきた。そこから、太宗は、すこしでも早く高祖の年号を消し去りたかった。それは高祖に対して後ろめたいことを行なったからである、となるのである。

では、この疑惑がどのようにして起こったのかについての程敏政の考えをまず紹介し、続いて年を踏えないで「太平興國」へと改元されたことについてのわずかばかりの考えを示せたらと思う。

(1)

太宗の帝位篡奪問題について議論した人たちを、徐乾學(字は原一、号は健菴。江蘇崑山の人。明・崇禎四年〔一六三一〕～清・康熙三十三年〔一六九四〕。康熙九年庚戌科〔一六七〇〕一甲三名の進士)は、つぎのように列挙する。

臣乾學 曰く、宋の太宗 兄を無するの心ありて議を後人に授く者は、一端に止まらず。被るに悪名を以てするは則ち胡氏一桂に倡えられ、陳[樞]・楊[維禎]・貝[瓊] 諸人之に和す。然れども黃文獻潛(黃潛)・宋潛溪濂(宋濂)・劉文介儼(劉儼) 皆な已に力めて其の誣なるを辯ず。惟だ程篁墩敏政(程敏政) 其の説尤も詳し。[程敏政は] 後人の疑いの復するを懼れ、『宋紀受終考』を著わし以て之を證す(光緒間武陽夏氏刊『資治通鑑後編』卷八・十葉・「甲寅太宗即位羣臣謁見萬歲殿之東楹帝號慟殞絕」条)。

太宗の高祖にたいする態度を非難するものは多い。弑殺説は元の胡一桂(字は庭芳、号は雙湖。婺源の人)に始まり、陳樞(字は子經。奉化の人)・楊維禎(字は廉夫、号は鐵崖など。諸暨の人。元・元貞二年〔一二九六〕～明・洪武三年〔一三七〇〕)・貝瓊(字は廷珺。崇徳の人。元・延祐年間～明・洪武十二年〔一三七九〕)がそれに続いた。だが、黃潛(字は晉卿。婺州義烏の人。宋・景炎二年〔一二七七〕～元・至正十八七〔一三五七〕)・宋濂(字は景濂、号は牛生。浦江の人。元・至大三年〔一三一〇〕～明・洪武十四年〔一三八一〕)・劉儼(江西吉

---

に宿す」と謂うは、亦た是れ謬誤なり」と。觀る者乃ち未だ嘗て諦(つまびらか)に[李]燾の原文を考え・[李]燾の本意を考えず、専ら『[湘山]野録』を主として以て[李]燾の之を引くと爲し、篡弑の疑を啓く。愚は[僧文]瑩・[李]燾の目 皆な地下に瞑せざるを恐る(『宋紀受終考』卷上・七葉～八葉・「眉山李氏燾『續資治通鑑長編』」条)。

そもそも、『湘山野録』と『涑水紀聞』とはとは相容れるものではないのに、李燾は強いてひとつにした。このため、後世に疑惑が起ることになった。李燾に罪がないとは言えない。ふつう『續資治通鑑長編』は、博覧でそれらを適切に選択したと評価される。しかし、この段落は、蔡惇の『直筆』・『湘山野録』・『涑水紀聞』を混ぜ合わせただけである。ただ、李燾は注で、『湘山野録』が「太宗留まりて禁内に宿す」とするのは謬誤である」と述べている。それなのに、ちゃんと『續資治通鑑長編』の本文を読まず、李燾の注している意味を考えずに、史書として高く評価される『續資治通鑑長編』にも引用されているとあって、『湘山野録』を主にして、弑殺の疑惑をひらいたのである。僧文瑩・李燾は地下で瞑目していないのではないか、というのである。

水の人。明・正統七年壬戌科〔一四四二〕一甲一名（状元）の進士）がその誣告であることを述べた。なかでも程敏政のものが、最も詳しい。程敏政は、疑惑がまた起こることを心配し、『宋紀受終考』<sup>(2)</sup>を書いた、という。

ここで、「其の説尤も詳し」とされた程敏政（字は克勤，号は篁墩。休寧の人。成化二年丙戌科〔一四六六〕一甲二名の進士）はその『宋紀受終考』で、「太祖・太宗の事の後世の紛紛たるを致す所以の者は、胡氏（胡一桂）に啓かれ、〔陳〕樞に成る」（『宋紀受終考』巻中・四葉・「四明陳氏樞『通鑑續編』」条）と述べる。いま、この両者の該当箇所を見てみるとつぎのようになっている。なお、いまのところ、『史纂通要』は『四庫全書珍本』四集所収のものしか見ることができなかつたため、『宋紀受終考』所引によった。

胡一桂は、

太宗の善政は、史書するに絶えず。亦た太平有道の令主と謂う可し。惜しむ可き所の者は、太祖崩ずるに臨み、但だ遥かに燭影の揺れ動くを見て、大聲もて「汝好く之を爲せ」の言を聞くに及べり。萬世の疑いを起こさざる能わず（『宋紀受終考』巻中・三葉・「雙湖胡氏一桂『史纂通要』」条）。

という。『續資治通鑑長編』（『湘山野録』）によって「萬世の疑いを起こさざる能わず」といつているのである。

また、陳樞の『通鑑續編』は、つぎのよういいう。

丙子宋開寶九年冬十月，宋主 疾有り。壬子，其の弟の晉王光義を召し，入侍さす。是の夕，宋主の匡胤 殂す。甲寅，宋主の光義 立ちて赦す。

十月，宋主 不豫たり。壬子，夜 晉王を召し，寢殿に入らしめ，屬するに後事を以てす。宦官・宮婢 皆な近づくを得ず，但だ遥かに燭影の下の晉王の席を離れるを見ること，遜避するの状有るが若し。既にして宋主 柱斧（水晶製の小斧）を引きて地を歡して，大聲もて晉王に謂いて曰く、「好く之を爲せ」と。俄かにして宋主 殂す。年 五十なり。宋后 晉王を見て，遽に呼びて曰く，吾が子母の命 皆な王に託せり，と。王 泣きて曰く，共に富貴を保たん。憂うること勿れ，と。甲寅，晉王 即位し，宋后を號して開寶后と爲し，之を西宮に遷し，大赦す（『通鑑續編』巻三）。

これも、程敏政の指摘するように、「此の段は、『續資治通鑑』長編』の文に本づき、刪節・隱括す。本より據る無しと爲す」（『宋紀受終考』巻中・四葉・「四明陳氏樞『通鑑續編』」条）ものである。

このように、胡一桂と陳樞の太宗の弑殺説の根拠となつたのは、『續資治通鑑長編』（『湘山野録』）であり、それ以外の根拠となる史料はなかつた。

程敏政は、こうした太宗への疑惑が起こつた理由をつぎのように考える。

……太宗の事の若きは、人 徒に其の年を踰えずして改元す・宋后崩じて服を成さず・迂美と德昭と其の死するを得ざるを見て、遂に直ちに其の後來の過ちに據り、逆に其の

今將にせんとするの心を探る。是れ豈に所謂ゆる「傳疑」<sup>①</sup>なる者ならんや(『宋紀受終考』宋紀受終考序・三葉)。

①傳疑：『穀梁傳』莊七年に「『春秋』は著らかなるは以て著らかなるを傳え、疑いは以て疑いを傳う(『春秋』は明らかなことは明らかなままに伝え、疑わしいことは疑わしいままに伝える)」。

年を踰えないで改元し、宋后が亡くなっても服喪せず、弟の廷美と太祖の子の德昭との亡くなりかたからさかのぼって今の心を付度する者がいる。これは『穀梁傳』でいう「傳疑(疑わしいことは疑わしいままに伝える)」なのだろうかとする。

太宗の即位後の行為が、太祖をないがしろにするようなものであった。即位後の太宗の気持ち、そのままさかのぼらせて、もともと太宗が太祖に対して不遜な考えを抱いていたのではないかとする。ここから、疑惑が発生するようになった、というのである。おそらく、これが妥当な理解ではないだろうか。

では、年を踰えないで「太平興國」へ改元したことは、どうであったのだろうか。つづいて検討してみたい。

## (2)

『五禮通考』卷一百二十八・嘉禮一・「即位改元」に、三國蜀の後主が即位して五月に改元したことに対して、秦蕙田(字は樹峯、号は味經。江蘇無錫の人。康熙四十一年〔一七〇二〕～乾隆二十九年〔一七六四〕。乾隆元年丙辰科〔一七三六〕一甲三名の進士)が、蘇軾の「亂世の事」なりという発言を引用して批判するように、年を踰えない改元は異例のことであった。

〔三國志蜀後主傳〕章武三年夏四月、先主殂于永安宮。五月、後主襲位于成都、大赦、改元。

蕙田 按ずるに、繼嗣の君は即位の明年を以て改元す。此れ古今の通禮なり。後主章武三年を以て即位し、即ち改めて其の年の五月以後を建興元年と爲す。先儒の所謂ゆる「崩年の改元は亂世の事なり」(蘇軾『書傳』卷七・伊訓第四・「成湯既没太甲元年伊尹作伊訓肆命祖后」条)とは、蓋し此に始まる(『五禮通考』卷一百二十八・嘉禮一・「即位改元」・二十七葉)。

『續通鑑綱目』(成化十二年〔一四七六〕)の「[宋太宗太平興國]十二月、大赦、改元」条の周禮の「發明」(弘治九年〔一四九六〕自序)は、太平興國への改元をつぎのようである。

(2)『宋紀受終考』について、『四庫全書總目提要』はつぎのようである。

明・程敏政撰。〔程〕敏政に『宋遺民錄』有り。已に著録す。其の『篋墩集』中に「宋太祖太宗授受辨」一篇有り。専ら僧の文瑩の『湘山野錄』の「太宗燭影斧聲」の事を証するを辨ず。末の自註に云う「猶お恐らく考核の未だ精ならず、故に別に是の書を成す」と。然れども文瑩の言う所を觀るに、實に確指する所無し。徒に李燾の『續資治通鑑』長編』を以て文瑩の言を誤解し、遂に疑案を成すのみ。宋濂・黃潛 始首に其の証を辨ず。〔程〕敏政の是の書は、又た博く諸書の同異を採り、一一之が辨證を爲す。然れども仍お宋〔濂〕・黃〔潛〕二家の緒論なり(『四庫全書總目提要』卷八十九・史部四十五・史評類存目一・「宋紀受終考三卷」条)。



〔發明〕年を踰えて改元するは、乃ち古今不易の常禮なり。苟或し不幸にして篡弒の事・夷狄の擾に遇うこと、漢の光武・晉の元帝の如きは、則ち年を踰えずして改元し、中國の統未だ絶えざるを示す。以て天下億兆の心を安んずる所以なり。此れ蓋し變に應じ、常道に非ざるなり。今、太宗十二月に於いて改元し、赦を肆にするは、又た漢の光〔武〕・晉の元〔帝〕の比に非ず。姑く徐むるに一月すれば、是れ明年と爲す。何ぞ汲汲として殘年を以て元年と爲し、天下に大赦せんや。其の忍心害理（殘酷で道理を顧みない）は、此れより甚だしきと爲す莫し。其の心を原ぬれば、海内に誇示せんと欲し、以て太平は我が啓く所・興國は我が基づく所と爲す。兄を無するの心、斯に於いて見わる。故に『〔續通鑑〕綱目』は特に「十二月、大赦、改元」と書し、惟だに之を譏るのみならず、實に以て其の心を誅すること有るなり（御批『續通鑑綱目』卷二・九葉・「宋太宗太平興國」十二月、大赦、改元」条の「發明」）。

年を踰えて改元するのが普通のことである。もしも、篡奪や夷狄によって乱されたならば、その年のうちに改元して、中国における正統は途絶えていないことを示し、人々を安心させる。ただし、これは異例である。宋の太宗がもう一ヶ月すると明年となるのに、これを行なったのは、海内に誇示し、「太平興國」という年号の「太平」は治平が自分から始まることを言い、「興國」は自分が創業したことを意味する。兄の太祖を軽んじる気持ちは、この年号に現れている。そこで、『續通鑑綱目』は、「十二月、大赦、改元」と書き、太宗を誹るだけでなく、その心をも咎めている、という。

つまり、年を踰えずに改元したこと、「太平興國」という年号の意味するところを批判するのである。

また、劉定之（字は主靜、号は文安。江西永豊の人。正統元年丙辰科〔一四三六〕一甲三名の進士）の『宋論』<sup>(3)</sup>は、太宗の篡奪説の立場から、太平興國への改元を次のように批判する。いまのところ、『宋論』そのものを見ることができなかったので、程敏政の『宋紀受終考』に引用されたものによる。

十二月、宋主 乾元殿に御し、朝を受け大赦し、是の年を改めて太平興國元年と爲す。

太宗〔十月二十一日に〕即位し是に至りて兩月を越ゆ。又た一月を越ゆれば、則ち明年正月なり。而して肯て少しく待たず、遽に殘年を改めて元年と爲し、其の兄の年號を削るに汲汲として、己の年號を以て天下に播く者は、一日を早くすれば、則ち一日を快くするの志あればなり。且つ其の年に號するや、之を「興國」と謂い、創業

(3) 『四庫全書總目提要』は、『宋論』について、つぎのように述べる。

明・劉定之撰。〔劉〕定之に『易經圖釋』有り。己に著録す。此の書は宋史の太祖より衛王に迄るまでの事蹟を取りて、毎條ごとに節文し提要とし、各々論を其の後に爲す。凡そ二十八篇なり。持論頗る正し。故に鄭瑗の『并觀瑣言』に以て『宋史筆斷』より勝れりと爲す。然れども亦た太宗弒奪の説を取り、尼瑪哈は、「尼瑪哈」は原と「粘罕」に作る。今、改正す。太祖の復生と爲すは、委喞鄙言なり。何ぞ訓ず可けんや（『四庫全書總目提要』卷八十九・史部四十五・史評類存目一・「宋論三卷」条）。

我に由ると言うなり。[そして]之を「太平」と謂い、治を致すは我に由ると言うなり。所謂ゆる至尊の殊號・●(一字不明)美の大名 其の兄を跨越せんと欲するに非ざるは無し。昔より崩年を以て改元するは、亂世の事と爲す。太宗 亂世の事を襲用して避けず。徒だ其の兄の未だ嘗て明らかに大業を以て己に授けず、己 自取するを致すを以て、故に汲汲と之を削去し、之を跨越す。然れども天下後世 此れに因りて己の其の兄を弑<sup>そこな</sup>うを窺見(看破)するを虞(憂慮)せず……(『宋紀受終考』卷下・六葉～七葉)。

太宗は即位の二ヶ月後に改元した、あと一ヶ月すれば次の年の正月になるというののである。これは、兄の太祖の年号を削るのに汲汲としたのは、一日でも早くすっきりしたかったからである。また、改元した年号の「太平興國」の「興國」は、自分が創業したことを意味し、「太平」は、治平は自分から始まることを言いたかった。すべて兄の太祖を追い越したかったからである。昔から、乱世には亡くなってすぐに改元した。太宗は、その乱世のやり方を踏襲した。兄の太祖が自分に偉業を伝えないので、自分で奪取したことから、汲汲として年号を削り、追い越そうとした。しかし、天下後世が、このことで兄の太祖をそこなったことが分かることを考慮しなかった、と劉定之はいう。

それにたいして程敏政は、つぎのように批判する。

此に年を躐えずして改元するを以て太宗の失と爲すは、固より然り。而して「此れに因りて己の其の兄を弑<sup>そこな</sup>うを窺見す」と謂うは、則ち甚だ然らざる者有り。五代以來、殘年の改元は、殆ど故事と成る。而して太祖も亦た嘗て乾德六年十一月を以てを以て開寶に改元す。是れ豈に皆な父と君とを弑するの人ならんや。特に因仍踵習(沿襲)して自ら其の失を知らざるのみ。如し以て「一日を早くすれば、一日を快くするの志なり」と爲せば、則ち太宗 曷ぞ即位の日に於いて遽かに之を改めず、乃ち之を遅くすること兩月の久しきならんや。朱子「太宗の年を躐えずして改元するは、乃ち開國の初め、一時の人才 粗疎にして理會し得ず」(『朱子語録』卷一百二十七・本朝一・太祖朝)と謂う。此の語 正しと謂う可し(『宋紀受終考』卷下・七葉)。

年を躐えて改元しなかったのはもとより太宗の失策である。しかし、そこから兄の太祖をそこなったことが分かるとしたのは、まったくそうではない。五代から、明年を待たずに改元するのは、ほとんど通例のこととなっていた。兄の太祖も乾德六年十一月に開寶と改元している。これらは、父や兄を弑した人であったのだろうか。前例を踏襲しているだけで、その過ちに気がついていないだけである。もし、一日でも早くすっきりしたかったのなら、即位の当日に改元しなかったのか。どうして改元まで二ヶ月かかったのか。朱子が「太宗の年を躐えて改元したのは、開國の当初、当事者は粗疎でよくわからなかったからだ」といったのが、正しいのである、という。

また、金毓黻<sup>きんいくふつ</sup>(原名は毓璽、一名は玉甫、字は謹庵、又の字は靜庵、別号は千華山民、室

号は静晤。遼寧遼陽の人。清・光緒十三年〔一八八七〕～一九六二年）も、『静晤堂日記』で、太宗の改元について程敏政と同じように考える。

宋の太宗 即位し、未だ年を躰えずして改元す。論者 譏りて禮を失うと爲す。朱子も亦た云う「開國の初め、一時の人才 粗疏にして、理會し得ず」（『朱子語録』卷一百二十七・本朝一・太祖朝）と。持論 甚だ正し。余（金毓黻）も亦た然りと云う（『静晤堂日記』卷第十・民國十年（一九二一）七月「二十日星期三」条・一冊三八七頁・遼瀋書社一九九三年刊）。

太宗が年を躰えないで改元したことは、禮を失う行為であると非難されるが、朱子が「開國の当初、当事者は粗疎でよくわからなかったからだ」といったのが、正しい。私（金毓黻）もそう考える。

そして、当時の改元の例を見ると、冬至の日に郊天（祭天）して改元するのが通例であった。「太平興國」と改元した十二月甲寅が冬至の日であったかどうかは、史書にはっきりと書かれていない。また、この日に郊天（祭天）していないのは、太祖の喪があったためである、と述べる。

惟だ前後の改元の成例を詳考するに、始めて其の説の盡くは然らざる者有るを知る。太祖の乾徳を建隆四年冬十一月甲子に改元す・開寶を乾徳六年十一月癸卯に改元す、太宗の雍熙を太平興國九年十一月丙寅に改元するを考えるに、皆な日の南至（冬至）に於いて天地を南郊に祀り、同時に宣詔して改元大赦す。此れ通例なり。太宗は、位を開寶九年十月に改め、十二月甲寅に改元す。是の日は是れ冬至と爲るや否やは、史に明文無し。是の日 郊天（祭天）せざる者は、蓋し國喪有るに因るのみ（『静晤堂日記』卷第十・民國十年（一九二一）七月「二十日星期三」条・一冊三八七頁・遼瀋書社一九九三年刊）。金毓黻は続けて言う。

年を躰えずして改元するに至れば、則ち義を冬至に於いて陽 生ずると萬物更始するの義に取る。太宗 位を繼ぐの後、惟だ一度 冬十一月に改元す。嗣後、改元は必ず首正に於いてす。郊天も亦た然り。其の改元の必ず冬至郊天の日に於いてするは、其の説何人に始まるか知らず。如し冬至もて一陽 初めて生ずと爲すと謂えば、則ち當に今行なうの西曆法の如く、冬至の日を以て歳首と爲し、次年の冬至に至れば再び二年と稱すべし。今は則ち然らず、一年四時の已に三時を過ぎて半ばなる有り、僅かに此に於いて一月に半ば有りて、改めて元年と爲すは、名實 符せず、視聽を淆惑すること、此れより甚だしきは莫し、此れ以て法守と爲すに足らざるなり……（『静晤堂日記』卷第十・民國十年（一九二一）七月「二十日星期三」条・一冊三八七頁～三八八頁・遼瀋書社一九九三年刊）。

冬至に改元するのは、冬至に陽が生まれはじめ、万物が再生するということから来ている。太宗は即位後一度だけ十一月において〔雍熙に〕改元している。後には、必ず年の初めにお



いて改元している。また、郊天(祭天)も同じ時期にしているである。冬至郊天の日に改元するという説は誰に始まるかは分からない。もしこれによるならば、次の冬至から後は、二年といわなければならないが、そのようになっていない。これでは日数が中途半端となり、名実が一致しない。これをきまりとはできないのである。

たしかに金毓黻が言うように、宋の初めは、冬に南郊に天地を祭り、そして改元が行なわれている。太祖については、建国即位直後の改元を除いて、乾徳が、

[乾徳元年(九六三年)十一月]甲子、天地を南郊に祭り、宣祖を以て配す。還り、明德門に御す。大赦して改元す(『續資治通鑑長編』卷四・太祖・「乾徳元年十一月甲子」条)。

[乾徳元年(九六三年)十一月]甲子、南郊に事うる有り。大赦し、開寶に改元す(『宋史』卷一・本紀第一・太祖一)。

とあるように、十一月甲子に改元されている。

また、開寶が、

[開寶元年(九六八年)十一月]癸卯、天地を南郊に合祭し、大赦して改元す(『續資治通鑑長編』卷九・太祖・「開寶十一月癸卯」条)。

[開寶元年(九六八年)]十一月癸卯、日南に至る。南郊に事うる有り。開寶に改元して大赦す(『宋史』卷二・本紀第二・太祖二)。

とあるように、十一月癸卯に改元されている。

太宗については、即位して初めての改元を太平興國元年(九七六年)十二月に行なっている。これについては、太祖の喪中にため、すこし時期をずらしているらしい。

[太平興國元年]十二月甲寅、上(太宗)乾元殿に御して朝を受く。懸(儀式用の音楽)あるも樂しまず。大赦して改元す(『續資治通鑑長編』卷十七・太宗・「太平興國元年十二月甲寅」条)。

[太平興國元年十二月]甲寅、乾元殿に御して朝を受く。樂懸(儀式用の音楽)<sup>おこ</sup>作さず。大赦し、是の歳を改めて太平興國元年と爲す(『宋史』卷四・本紀第四・太宗一)。

雍熙元年(九八四年)十一月には、南郊して改元している。

[雍熙元年十一月]丁卯、天地を南郊に祀り、大赦して改元す(『續資治通鑑長編』卷二十五・太宗・「雍熙元年十一月丁卯」条)。

[雍熙元年十一月]丁卯、天地を園丘に祀り、大赦して改元す(『宋史』卷四・本紀第四・太宗一)。

そして、金毓黻がいうように、端拱への改元は端拱元年(九八八年)正月に行なわれている。ただし、朔ではなく乙亥である。

[端拱元年正月]乙亥、上(太宗)東郊に於いて親から先農を饗し、后稷を以て配し、遂に籍田を耕す。始めて三推す。有司禮は畢れりと言う。上(太宗)曰く、朕の志は農を薦めるに在り。千畝に終わる能わざるを恨む。豈に止だ三推を以て限と爲さんや、

數十歩を耕す。侍臣 固く請う。乃ち止む。還り、乾元門に御し、大赦して改元す（『續資治通鑑長編』卷二十九・太宗・「端拱元年正月乙亥」条）。

〔端拱元年正月〕乙亥、親から籍田を耕す。還り、丹鳳樓に御し、大赦して改元す（『宋史』卷五・本紀第五・太宗二）。

ただし、この前年の七月に、太宗はつぎのように述べている。

〔雍熙四年九月〕辛巳、詔して來年の正月 東郊に事うることを以て、親から籍田を耕さん。翰林學士の宋白・賈黃中・蘇易簡に命じて同詳定儀注、五使を置き、郊祀の制の如くす（『續資治通鑑長編』卷二十八・太宗・「雍熙四年九月辛巳」条）。

籍田を耕すの禮をもって郊祀の制度のようにせよというのである。すると、これも意識としては、郊祀して改元したことになるのであろうか。

ただ、その後の淳化・至道の改元は、正月朔に行なわれている。次の眞宗の五度の改元もすべて正月朔に行なわれる。

しかし、仁宗は、明道元年（一〇三二年）・寶元元年（一〇三八年）・慶曆元年（一〇四一年）十一月の三回にわたって十一月に天地を祭り改元している。

〔明道元年（一〇三二年）〕十一月甲戌、以修内成、恭しく天地を天安殿に謝し、遂に太廟に謁す。大赦して改元す（『續資治通鑑長編』卷一百一十一・仁宗・「明道元年十一月甲戌」条）。

①〔明道元年（一〇三二年）〕十一月甲戌、以修内成、恭しく天地を天安殿に謝し、太廟に謁す。大赦して改元す（『宋史』卷十・本紀第十・仁宗二）。

〔寶元元年（一〇三八年）十一月〕庚戌、天地を圜丘に祀る。大赦して改元す（『續資治通鑑長編』卷一百二十二・仁宗・「寶元元年十一月庚戌」条）。

①〔寶元元年（一〇三八年）十一月〕庚戌、天地を圜丘に祀る。大赦して改元す（『宋史』卷十・本紀第十・仁宗二）。

〔慶曆元年（一〇四一年）十一月〕丙寅、天地を圜丘に祀る。……大赦して改元す（『續資治通鑑長編』卷一百三十四・仁宗・「慶曆元年十一月丙寅」条）。

①〔慶曆元年（一〇四一年）十一月〕丙寅、天地を圜丘に祀る。大赦して改元す（『宋史』卷十一・本紀第十一・仁宗三）。

また、嘉祐元年（一〇五六年）九月には、天地を謝して改元している。

〔嘉祐元年（一〇五六年）九月〕辛卯、恭しく天地を大慶殿に謝す。大赦して改元す（『續資治通鑑長編』卷一百八十四・仁宗・「嘉祐元年九月辛卯」条）。

①〔嘉祐元年（一〇五六年）九月〕辛卯、恭しく天地を大慶殿に謝す。大赦して改元す（『宋史』卷十二・本紀第十二・仁宗四）。

さらに、『宋史』には「改元」としか記録されていないのではっきりしないが、徽宗が重和元年（一一一八年）十一月に改元している。

[重和元年(一一一八年)]十一月己巳朔,改元して,天下に大赦す(『宋史』卷二十一・本紀第二十一・徽宗三)。

このように,北宋の太祖・太宗・仁宗は,南郊して改元を行っている。徽宗については,はっきりしない。

洪邁(字は景廬,号は容齋。江西鄱陽の人。宋・宣和五年[一一二三]～宋・嘉泰二年[一二〇二])は、『容齋隨筆』で,太平興國への改元が十二月に行なわれたことを次のように評する。

漢の武帝の建元の紀年の後より,嗣君 統を紹介ば,必ず年を踰えて乃ち改元す。[後漢]安帝の[後漢]殤帝を繼ぐと雖も,亦た延平を終えて永初と爲す。[後漢]桓帝の[後漢]質帝を繼ぎ,亦た本初を終えて建和と爲す。唐の宣宗の叔を以て姪を繼ぎ,亦た會昌を終えて大中と爲す。獨り本朝の太祖の開寶九年十月二十日の上仙を以て,太宗 位を嗣ぎ,是の年の十二月二十二日に改めて太平興國と爲す。新歲を去ること纔かに八日なるのみ。意うに當時の星辰・曆象・考卜・兆祥に必ず其の説有り。而るに國史・傳記 皆な傳を失う。竊かに計るに嶺・蜀の遠きは,制書の到りし時は,已に是れ二年の春なり。是の時,宰相の薛居正・沈倫・盧多遜 故實を考引(調べる)を失い,行いの審らかならずを致し,人君をして即位して元年無からしむ。尤も不可なりと爲すなり……(『容齋隨筆』容齋續筆・卷十・「踰年改元」条)。

漢の武帝の建元からは,改元の翌年から新しい年号を始めるのが普通であった。後漢の安帝・桓帝や唐の宣宗などは,そうである。しかるに宋の太宗は即位すると,その年の十二月二十二日に太平興國と改めた。新年まで八日である。おそらく当時の曆などからそうしたのであろう。しかし,「國史」などにはそのことが欠落している。福建や蜀などは,改元の通知が届いた時には,もう太平興國二年となっている。当時の宰相の薛居正・沈倫・盧多遜は,典拠を調べない,また指示を違えたという失策をしてしまい,即位して元年がないというようにしてしまった。これはもっとも許されることではない,という。

この時期の改元が「當時の星辰・曆象・考卜・兆祥に必ず其の説有り」であったと考えるのである。いまのところ,これが何に基づいてのものであったかは,見い出せない。

なお,五代の後唐の明宗も,長興(九三〇年)二月に改元を行なうにあたって南郊に事えている。

[長興元年二月]乙卯,南郊に事うること有り。大赦して改元す(『舊五代史』卷六・唐本紀第六・「長興元年二月乙卯」条)。

なにも記載はないが,後梁の末帝は十一月に改元している。

[貞明(九一五年)]十一月乙丑,改元す(『舊五代史』卷三・梁本紀第三・「貞明十一月乙丑」条)。

五代の時から,すでに南郊とセットになった改元が存在したのかもしれない。

## おわりに

これまで、太平興国への変則的な時期の改元は、太宗の篡奪説に賛成する立場の人たちによって、その証拠のひとつとして取り扱われてきた。ところが、検討してきたように、高祖・仁宗も太宗と同じような時期に改元しているのである。したがって、冬至に南郊の祭祀を行ない、その後大赦して改元するのが、当時の改元の習慣だったと考えられる。ただ、これは宋の極めて初期と仁宗の治世下とで行なわれただけであった。

最後に「太平興国」の出拠について付け加えておく。ただこれは、浅学の私の調べたところであるので、はっきりと断定できないのであるが。

「太平」は、『禮記』仲尼燕居の、

言いて之を履むは禮なり。行ないて之を楽しむは樂なり。君子は此の二者を力めて、以て南面して立つ。夫れ是を以て天下太平なり。諸侯は朝し、萬物は體を服し、而して百官は敢て承事せざる莫し（『禮記』仲尼燕居）。

を踏まえる。これは、天下泰平の意味である。

しかし、「興国」は、『左氏傳』昭公四年の、

冀の北土は、馬の生ずる所なれども、興国無し。

や、『穀梁傳』僖公二十二年の、

古者、甲を被り冑を嬰うは、以て興国に非ざれば、則ち以て無道を征するなり。

を踏まえているのかもしれない。

元号は、おめでたい語句を選ぶものであり、二字のものがほとんどである。「太平」については、三国呉の呉主亮の太平（二五六年～二五八年）・北燕の馮跋の太平（四〇九年～四三〇年）・梁の敬帝の太平（五五六年～五五七年）・遼の聖宗の太平（一〇二一年～一〇三一年）と、北魏の太平眞君（四四〇年～四五一年）とがある。「太平眞君」以外は、天下泰平の意味で用いられたようである。

「興国」については、管見の及ぶところ「太平興国」で用いられるのみである。もしも、『左氏傳』や『穀梁傳』を踏まえているとすると、たんに国家繁栄の意味だけでないものも含まれているのではないだろうか。

『左氏傳』では、「燕などの地は、馬がたくさんいるものの、栄えた国はない」という意味で、当時の状況からすると、燕は遼を指していると考えられる。すると、遼に対する否定的な意味が込められていることになる。

また、『穀梁傳』では、「むかしは、甲を着て冑をかぶるのは、国を興すか、無道を征伐するかに限られる」という意味になる。当時の宋の統一事業を正当化するような意味が含まれる。

すると、「太平」は、その文字どおりの意味と理解してもよいが、「興国」については、『左氏傳』・『穀梁傳』を踏まえているとすると、「創業 我に由る」（『宋紀受終考』巻下・六葉）だけではないと考えられるのではないだろうか。